

障害者虐待防止法への対応状況

1 愛知県障害者権利擁護センター

障害者虐待防止法が平成24年10月1日に施行されることに伴い、県では障害福祉課内に愛知県障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待に関する相談や身近な相談機関の紹介、障害者を雇用する事業主等使用者による虐待についての通報、届出を受け付ける。

○ 連絡先

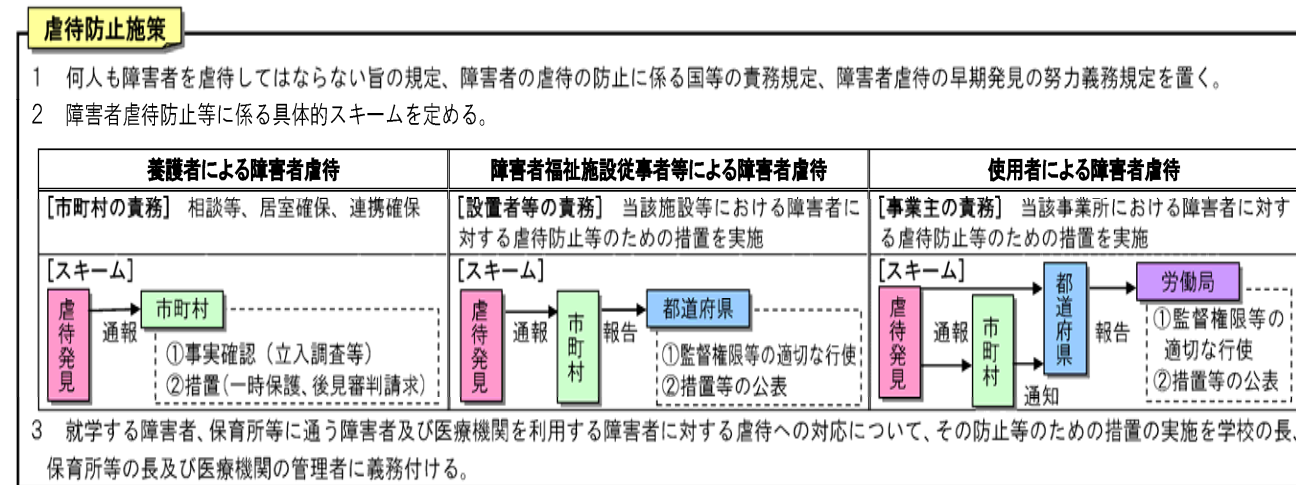
健康福祉部障害福祉課 電話：052-954-6292(相談支援グループ直通)
ファクシミリ：052-954-6920

○ 対応体制

平日：午前8時45分から午後5時30分まで(相談支援グループの職員が対応)

※ 各市町村は「市町村障害者虐待防止センター」を設置

【障害者虐待防止スキーム】



2 嘱託弁護士の設置

法的専門性を強化するため、愛知県弁護士会に推薦を依頼して選任する非常勤の嘱託弁護士を県障害者権利擁護センターに設置し、法的に困難な虐待事例について解決に向けたバックアップ体制を整備する。嘱託弁護士による相談日は月2回(原則、第二水曜日及び第四木曜日)とし、県に通報・届出のあった事例のほか、市町村からの事例の相談にも応じる。

(主な相談例)

- (養護者) 事実確認や障害者の安全確保のための措置等を行う場合
 (施設従事者) 障害者福祉施設等に対し障害者自立支援法等に基づく権限行使を行う必要があると判断される場合
 (使用者) 使用者による障害者虐待であるか、労働相談(障害者である労働者与其他労働者と区別なく発生している賃金不払いや長時間労働等)であるかの見極めが必要な場合

3 障害者虐待防止実務担当者会議の開催

市町村及び県との連携の方法及び各種役割、体制整備について情報交換、検討するとともに、各市町村の準備状況の取りまとめを行ったものを情報提供した。(平成24年8月24日開催)

・障害者虐待防止センターの設置状況

直営	委託	(休日夜間のみ委託)	計
49	社会福祉協議会 3 NPO法人(相談支援事業者) 1 有限会社(相談支援事業者) 1	社会福祉協議会(1)	54

・障害者虐待防止センターの休日・夜間体制

54市町村すべてにおいて、休日・夜間(24時間)対応実施する。

4 愛知県障害者虐待防止連携会議の開催

障害者虐待防止の取組を推進し、地域における関係機関等の協力体制を確立するため、下記の関係機関が集まり、障害者虐待防止への対応や県と関係機関の連携について協議を行った。(平成24年8月31日)

(協議内容)

- 愛知県権利擁護センターの業務内容、嘱託弁護士の設置、市町村実務担当者会議の内容及び相談窓口職員・障害福祉施設従事者等向け研修についての報告
- 養護者による障害者虐待、障害福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待のそれぞれの対応スキームにおける関係機関の役割と連携体制の確認

行政機関	その他関係団体
愛知県教育委員会特別支援教育課 愛知県特別支援学校長会 愛知県小中学校長会 愛知県警察本部生活安全部子ども女性安全対策課 愛知労働局企画室 名古屋市障害福祉主管課 愛知県市長会の副会長市の障害福祉主管課 愛知県町村会の副会長町の障害福祉主管課 愛知県中央児童・障害者相談センター 愛知県健康福祉部障害福祉課(嘱託弁護士を含む)	愛知県相談支援専門員協会 愛知県知的障害者福祉協会 愛知県精神障がい者福祉協会 愛知県社会福祉協議会 愛知県障害者自立支援協議会 愛知県身体障害者福祉団体連合会 愛知県知的障害者育成会 愛知県精神障害者家族会連合会 愛知県自閉症協会 愛知県医師会 愛知県精神科病院協会 愛知県商工会議所連合会 愛知県商工会連合会 愛知県民生委員児童委員連盟 愛知県人権擁護委員連合会

5 愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

障害福祉サービス事業所従事者等と相談窓口職員等を対象に、専門的知識を有する人材の確保と資質の向上のため、障害者虐待防止・権利擁護研修及び成年後見制度利用推進研修を開催した。

① 障害福祉サービス事業所等従事者向け

実施日	会場・参加者数	内容
平成24年9月4日	東大手庁舎 (132名)	・障害者虐待防止法、障害者権利擁護、成年後見制度の概要（講義）
平成24年9月12日	西三河総合庁舎 (229名)	・障害者虐待防止と私たちの仕事（事例を使用してのグループ演習）

② 相談窓口職員(市町村職員含む)向け

実施日	会場・参加者数	内容
平成24年9月3日	愛知県社会福祉会館 (184名)	・障害者虐待防止法の概要、成年後見センターの取り組み（講義）
平成24年9月10日	西三河総合庁舎 (93名)	・相談支援における障害者虐待防止に対する具体的な取り組みと関係機関とのネットワークの構築（講義）

6 市町村と県の連携体制整備

① 一時保護のための居室の確保

市町村が一時保護を実施するにあたり必要となる居室の確保について、各市町村の対応状況を調査し、広域的に居室の確保ができるよう県が障害者支援施設等に対し受入の要請（平成24年9月19日付け）を行った。

② 虐待対応における連携体制

通報又は届出を受けた市町村は通報等内容の確認を実施し、県への報告等を行うことになるが、夜間・休日における緊急時対応のための非常連絡網を整備する。

7 障害者虐待防止のための周知

○ 障害者権利擁護センター開設の周知

県政記者クラブへの記者発表及び県ホームページへの掲載（平成24年9月21日）

○ 使用者（障害者を雇用する事業主等）による障害者虐待防止リーフレット（別添「使用者による障害者虐待をなくそう」）の周知

障害者虐待防止連携会議の構成員である愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会等を通じて、企業（各団体会員）への周知を依頼（平成24年9月19日）

○ 警察庁生活安全局長等通達の周知

警察庁において障害者虐待防止法の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応についての通達（警察庁生活安全局長等通達）が発出されたことを受け、厚生労働省の指示により各市町村へ周知（平成24年9月13日）